

国立大学法人和歌山大学旅費支給等に関する運用内規

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 35 号
最終改正 令和 4年 3月30日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における旅費支給等については、国立大学法人和歌山大学旅費規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規によるものとする。

(定義)

第2条 この内規における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 「最寄駅」とは、和歌山市においては和歌山駅及び和歌山港（南海本線利用の場合は、和歌山市駅）を、目的地、居住地においては当該最寄りの鉄道駅・港等をいう。なお、南紀熊野サテライトの「最寄駅」は、白浜駅とする。
- (2) 「勤務地」とは、役員、教職員及び臨時職員等（以下「職員」という。）が勤務している部局等の所在する市区町村をいう。ただし、田辺市の区分は規程別表第4に記載するとおりとし、南紀熊野サテライトにおいては、旧田辺市とする。
- (3) 「居住地」とは、役員、職員並びに役員、職員以外の者の住所又は居所の所在する市区町村をいう。ただし、田辺市においては、前号但書の取扱いに準ずるものとする。

(旅費の支給)

第3条 規程第3条において用務先が勤務地内の場合は、原則として旅費は支給しない。ただし、役員、職員が本学の行事等用務の必要により勤務地内へ連続して勤務場所を概ね5時間以上離れる旅行を行う場合及び役員、職員以外の者が勤務地内への旅行を行う場合は、次の各号に掲げる旅費を支給することができる。

- (1) 規程第15条に定める日当定額の2分の1
- (2) 用務の必要により宿泊する場合には、規程第16条に定める宿泊料定額

2 規程第3条において用務先が居住地内の場合は、次の各号に掲げる旅費を支給することができる。

- (1) 規程第15条に定める日当定額の2分の1
- (2) 用務の必要により宿泊する場合には、規程第16条に定める宿泊料定額

3 規程第3条において用務先が宿舍、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び松下会館の場合は、旅費は支給しない。

4 規程第3条において赴任に係る旅費は、採用等（勤務所を異にする異動を含む。）に伴い居所を移転した場合に限り、旧居所から新居所までの旅費を支給するものとする。

(旅行命令等)

第4条 規程第4条及び規程第5条における旅行命令等（変更及び取消を含む。）は、用務内容等を十分勘案し、用務が円滑に遂行しうよう旅行命令伺、旅行依頼伺、研修旅行願により立案し、原則として旅行日の10日前までに関係書類を添付のうえ、旅行命令者の決裁を受けるものとする。

(旅費の計算)

旅費支給等に関する運用内規

第5条 規程第6条における経路は、本学の役員及び職員に限り、旅行者に著しい負担を及ぼさない限り、勤務地と目的地の最寄駅により計算するものとする。ただし、旅行者の居住地等から目的地に至る旅費が勤務地から目的地に至る旅費より少ないときは、当該旅行については、その居住地の最寄駅と目的地の最寄駅間により計算するものとする。

2 前項の規定によるもののうち、JR阪和線、南海本線及び大阪市内の交通路線の経路選択は、目的地の最寄駅線の利用の便宜性を考慮する。ただし、競合する場合には最も経済的な通常の経路によるものとする。

3 国立大学法人等への旅行経路は、別途定める。

(旅行日数)

第6条 規程第7条における旅行日数は、同条の規定によるほか、最寄駅を7時00分発・22時00分着を基準として算出するものとする。

(旅費の請求及び精算手続)

第7条 規程第8条における旅費(仮払に係る旅費を含む。)の支給については、旅費計算書によるものとする。

2 前項の支給が仮払旅費の精算に係るものであるときは、旅行者は当該旅行が完了した日の翌日から起算して2週間以内に仮払旅費精算書に必要な書類を添えて、予算・決算担当役に提出し、精算するものとする。

3 予算・決算担当役は、精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させるものとする。

4 第1項の支給が確定払に係るものであるときは、旅行者は旅行後速やかに旅費計算書に必要な書類を添えて、予算・決算担当役に提出するものとする。

5 赴任に係る旅費の支給については、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 着任届

(2) 扶養親族移転届(居所を移転する場合)

(3) 住民票の写

(4) その他旅費算出に必要な書類

(報告)

第8条 規程第9条における報告は、旅費の支給を伴うものに限り報告書の提出をしなければならない。ただし、旅行依頼に基づく旅行において、旅行命令者が不要と判断するときは、報告書の提出を要しない。

(鉄道賃)

第9条 規程第11条の規定における運賃及び料金は、通し切符及び往復割引、特急・急行列車の乗り継ぎ割引等の割引制度を利用できる場合は、利用することとして計算した額とする。

2 規程第11条第2項ただし書に規定するもののうち、JR紀勢本線を利用する場合は片道50キロメートル以上のもの、またはJR新大阪駅で新幹線と在来線を乗り継ぎし、JR新大阪駅とJR和歌山駅間(途中駅で乗下車する場合を除く)を利用する場合には同区間の特別急行料金及び座席指定料金を支給することができる。

3 規程第11条の規定における運賃のうち、地下鉄、路面電車及びモノレール等については近郊地域内の旅行の場合においてのみ支給するものとする。

(航空賃)

第10条 規程第13条における航空賃に係る添付書類については、航空券の領収書等その支払を証明するに足る書類とする。

(車賃)

第11条 規程第14条に規定する料金は、バスの営業路程が概ね20km以上である場合に限り支給するものとする。ただし目的地の最寄駅から目的地までの路程が20km以上で他に公共交通機関が無く、タクシーを利用せざるを得ないと旅行命令者が判断した場合には、その料金の支払を証明するに足る書類を添付した場合に支給することができるものとする。

(日当)

第12条 規程第15条及び規程第24条における日当は、公用自動車等(タクシー、レンタカー、借上バス、自家用車を含む)のみを利用した日については、日当定額の2分の1を支給するものとする。

2 規程第15条及び規程第24条における日当は、研修や学会等の用務において、用務先と宿泊施設が同一で移動を要しないことが明らかである日については、日当定額の2分の1を支給するものとする。

(外国旅行における航空運賃)

第13条 外国旅行において、国際線の旅行区間における所要航空時間が8時間を超える場合、規程第23条第2項本文について、次の各号の一に掲げる運賃とすることができる。

(1) プレミアムエコノミークラス(これに相当するクラスを含む。)の運賃

(2) エコノミークラスにおいて、足元が広い座席等の利用に係る特別な料金を加えた運賃

(外国貨幣の換算)

第14条 交通費(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。)及び旅行雑費等で外貨建ての旅費については、原則として仮払いを行う場合にあっては支払額が確認できる書類の日付の銀行外貨公示相場(TTSレート)を、精算を行う場合にあっては旅行開始日の銀行外貨公示相場(TTSレート)を用いて算出した額を支給するものとする。

(旅行命令等を変更した場合等における旅費)

第15条 規程により旅費の支給を受けることのできる者が、その出発前に旅行命令等を変更若しくは取り消され、又は死亡した場合であって、その出張のため既に支出した金額がある場合には、その者に対してその金額のうち損失となった金額を旅費として支給することができる。

2 旅費の支給を受けることのできる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他自己の責に帰さない事由により支給を受けた旅費の全部又は一部を喪失した場合には、その者に対しその喪失した金額を支給することができる。

(その他)

第16条 この内規により難しい場合は、そのつど総務課及び財務課と協議し、学長が判断するものとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月23日一部改正：法人和歌山大学規程第294号)

この内規は、平成16年4月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

旅費支給等に関する運用内規

附 則（平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第378号）

この改正内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月17日一部改正：法人和歌山大学規程第460号）

この改正内規は、平成17年11月17日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年9月7日一部改正：法人和歌山大学規程第528号）

この改正内規は、平成18年9月7日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第630号）

この改正内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第641号）

この改正内規は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年8月1日一部改正：法人和歌山大学規程第660号）

この改正内規は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第992号）

この改正内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1150号）

この改正内規は、平成22年9月8日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1281号）

この改正内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1443号）

この改正内規は平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1493号）

この改正内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1980号）

この改正内規は、平成29年5月18日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2450号）

この改正内規は、令和4年4月1日から施行する。